

令和5年度

教育委員会定例会  
(4月)

令和5年4月5日(水)

鹿屋市教育委員会

# 会 議 日 程

日 時 令和5年4月5日(水) 午後3時  
場 所 教育長室

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長及び委員の報告
- 4 議 事
  - (1) 議案第1号 人事異動(鹿屋市職員)について (P2)
  - (2) 議案第2号 人事異動(市費学校職員)について (P4)
  - (3) 議案第3号 鹿屋市指定有形文化財「大園橋」の指定解除について (P6)
- 5 報 告
  - (1) 令和5年3月鹿屋市議会定例会の一般質問について (P9)
  - (2) 鹿屋看護専門学校国家試験の結果報告について (P13)
  - (3) 大隅の古墳を巡るバスツアーについて (P14)
- 6 動議の討論等
- 7 その他
- 8 閉 会

## 議案第1号

### 人事異動（鹿屋市職員）について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

令和5年4月5日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

令和5年3月31日付け及び令和5年4月1日付けで、職員の人事異動を教育長の臨時代理によって行ったので、報告し承認を求める。

【省略】

議案第2号

人事異動（市費学校職員）について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

令和5年4月5日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

令和5年3月31日付け及び令和5年4月1日付けで、市費学校職員の人事異動を教育長の臨時代理によって行ったので、報告し承認を求める。

【省略】

議案第3号

鹿屋市指定有形文化財「大園橋」の指定解除について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和5年4月5日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

鹿屋市文化財保護審議会から鹿屋市指定有形文化財「大園橋」に関する建議書が提出されたので、本案を提出するものである。

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作 様

鹿屋市文化財保護審議会  
会長 竹之内 勲

### 鹿屋市指定有形文化財「大園橋」に関する建議書

当審議会では、鹿屋市指定有形文化財「大園橋」の指定解除について、令和3年9月に第1回鹿屋市文化財保護審議会を開催しました。審議の中で、本件については文化財そのものの価値と公益性が問われるものであり、慎重審議が必要と判断し、これまで令和5年3月の令和4年度第4回審議会まで延べ6回に渡って審議してきました。

令和3年11月の令和3年度第2回審議会では、現地視察及び地元住民への意見聴取を行い、水害の発生状況について確認し、令和4年4月の令和4年度第1回審議会では、河川管理者である大隅河川国道事務所及び大隅地域振興局河川港湾課の方々にも参加していただき、祓川町大園地区周辺の河川状況等について質疑応答を行いました。

また、令和5年2月の令和4年度第3回審議会では、大隅河川国道事務所から令和2年7月洪水における大園橋の影響についてのシミュレーション結果について、「大園橋を撤去し、令和2年7月洪水と同様の大雨が降った場合、氾濫水位は約25cm下がる。」との報告があり、審議委員からの「大園橋を撤去した場合、水害は発生するのか。」の質問に対して、「大園橋を撤去しても、令和2年7月洪水と同様の大雨が降った場合、浸水被害が発生する可能性はある。」との回答がありました。

審議では、これまでの水害の発生状況並びに河川管理者からの説明内容などについて集中的な審議を行い、委員の主な意見として

- これまでの審議において、国のシミュレーション結果や県・市の説明から大園橋が水害の主たる原因でないことが分かった。
- 大園橋については、指定文化財としての価値は現在でも損なわれておらず、今後も保存し、教育や地域振興のため活用することが必要である。
- 大園橋を撤去しても令和2年7月のような大雨が降った場合、越水して水害が発生する可能性があることから、住民の生命財産を守るために河川管理者や市による治水対策が必要である。

など、大園橋の指定は解除しないと委員の意見がまとまり、令和5年3月の令和4年度第4回審議会において、下記のとおり審議会の意見として決定しましたので、文化財保護法第190条第3項並びに鹿屋市文化財保護審議会条例第2条第1項に基づき建議いたします。

### 記

#### 1 建議

鹿屋市指定有形文化財「大園橋」の指定解除は行わない

#### 2 付記

地域住民の方々ができるよう大園地区流域の早急な治水対策を望む



## 鹿屋市文化財保護審議会のこれまでの経緯について

### 【令和2年度】

- 令和2年8月11日 祓川町内会から市長へ大園橋の撤去・移築の要望書提出

### 【令和3年度】

- 令和3年7月29日 鹿屋市から教育委員会へ大園橋の指定解除申請書提出

#### ■令和3年9月24日 第1回鹿屋市文化財保護審議会（継続1回）

##### ○事務局からの説明

- ・鹿屋市指定有形文化財「大園橋」の指定解除について（概要等）
- ・文化財指定又は解除に関する法令等について など

#### ■令和3年11月24日 第2回鹿屋市文化財保護審議会（継続2回）

##### ○現地視察及び上流河川視察

##### ○地元住民の方々への意見聴取

### 【令和4年度】

#### ■令和4年4月27日 第1回鹿屋市文化財保護審議会（継続3回）

##### ○河川管理者への意見聴取

- ・水害の要因の一つである内水の氾濫等の対策について
- ・川底の掘削や上流の寄洲除去で水害は防げないか
- ・今後の旧大園橋付近の肝属川の改修予定について など

#### ■令和4年11月17日 第2回鹿屋市文化財保護審議会（継続4回）

##### ○これまでの審議内容の振り返り実施

#### ■令和5年2月1日 第3回鹿屋市文化財保護審議会（継続5回）

##### ○「令和2年7月洪水における大園橋の影響」のシミュレーション結果報告（国）

- ・大園橋を撤去し、令和2年7月洪水と同様の大雨が降った場合、氾濫水位は25cm下がる。
- ・大園橋を撤去しても、令和2年7月洪水と同様の大雨が降った場合、浸水被害が発生する可能性はある。

##### ○委員の主な意見

- ・これまでの審議において、国のシミュレーション結果や県・市の説明から大園橋が水害の主たる原因でないことが分かった。
- ・大園橋を撤去しても令和2年7月のような大雨が降った場合、越水して水害が発生する可能性があることから、住民の生命財産を守るために河川管理者や市による治水対策が必要である。
- ・大園橋については、指定文化財としての価値は現在でも損なわれておらず、今後も保存し、教育や地域振興のため活用することが必要である。
- ・河川管理者と市の方で治水対策についていろいろと対応してもらい、市の指定有形文化財として指定している大園橋は残すべきである。
- ・河川管理者及び鹿屋市に対して治水対策を要望する。 など

##### ○審議結果

- ・全会一致で「市指定有形文化財大園橋の指定は解除しない」とまとまった。

#### ■令和5年3月29日 第4回鹿屋市文化財保護審議会（継続6回）

##### ○建議内容の確認及び決定

- ・「市指定有形文化財大園橋の指定は解除しない」と建議内容が確定し、同日付で建議書を鹿屋市教育委員へ提出。

※「建議」とは意見を申し立てること

1 部活動地域移行について	議員名	会派黎明安田議員
<p><b>【質問の要旨】</b></p>		
<p>○本市の地域移行の在り方について、考えを示されたい。                      ○地域格差を生まず豊かな部活動生活を送るために、どのような制度設計の構築を行うのか。また、取組の課題と計画についても示されたい。</p>		
<p><b>【答弁の要旨】</b></p>		
<p>○部活動の地域移行について、国は当初、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革集中期間」と位置付け、中学校における休日の部活動をすべて地域に移行することとしていたが、指導者や運営団体を確保できないなどの懸念の広がりから、昨年12月に、この3年間を「改革集中期間」から「改革推進期間」に変更し、令和7年度までの達成にこだわらず、柔軟に対応するという方針に改めた。</p>		
<p>○本市では、これまで国の当初の方針に基づき、移行に当たっては、持続可能で生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を整備していくとの基本的な考え方のもと、令和5年度からの3年間に、108すべての中学校部活動を段階的に地域へ移行することとした。</p>		
<p>○移行の具体的な取組等については、昨年12月に、民間の地域スポーツ・文化芸術団体をはじめ、鹿屋体育大学、PTA、学校長等を委員とする第1回部活動地域移行検討委員会を実施し、①専門的かつ教育的な指導ができる指導者の確保 ②保護者の経済的負担の軽減 ③生徒や保護者及び指導者の負担を考慮した適切な練習時間や休養日等の設定 ④学校体育施設を中心とした活動場所の確保などについて検討をいただいた。</p>		
<p>○今回、国は移行について「令和7年度までの達成にこだわらず、実態に応じてなるべく早く」という形に変更しましたが、これを受け、今年22日には第2回部活動地域移行検討委員会を開催し、本市の地域移行のための取組内容やスケジュール等について、改めてご意見を伺うこととしている。</p>		
<p>また、令和5年度からは地域移行推進協議会と改め、より具体的な方策等について検討し、本市の実態に応じた円滑な移行となるよう努めていく。</p>		
<p>なお、令和5年度については、当初の計画通り、15の部活動に対し部活動指導員を配置するとともに、指導者の研修等を行いながら、1年間のモデル事業として検証を進めていく。</p>		
<p>○現段階での地域移行全体の課題としては、①指導者の確保 ②受け皿となる運営団体・実施主体の確保 ③保護者の費用負担軽減などがあげられる。</p>		
<p>教育委員会としましては、部活動の地域への移行がスムーズになされるよう、今後も国や県の動向を注視するとともに、各方面からの意見を反映しながら、子どもたちの豊かなスポーツ・文化芸術環境の整備に努めていきたいと考えている。</p>		

2	バーチャルミュージアムについて	議員名	会派政経クラブ下本地議員
<p>(質問の要旨)</p> <p>○バーチャルミュージアムの設置の考え方を示されたい。また、今年度事業の「かのや風土記」の進捗状況を示されたい。</p>			
<p><b>【答弁の要旨】</b></p> <p>○ICT 機器を活用したバーチャルミュージアムについては、実際の文化財を施設において映像等で紹介する方法や、スマートフォンやタブレットを使用し、オンライン上で公開するなど多様な展示方法がある。</p> <p>○バーチャルミュージアムのメリットとしては①民俗芸能など時期が限定されている行事や、市内に点在する資料など多様な文化財を一堂に映像等で鑑賞できること。②資料館等に来館する手段や時間がない方でも、24時間いつでもどこでも誰でもアクセスができ、鑑賞することができること。③バーチャルで鑑賞した方々が、本物の文化財を鑑賞したいと思うきっかけとなり、実際の集客につなげることも可能であること。などがある。</p> <p>○現在、バーチャルミュージアムの具体的な計画はないが、デジタル社会に対応した展示方法として ICT 機器を使用することは有益なものと認識しており、文化財センターでは棒踊りなどの民俗芸能の映像記録保存や、足踏み脱穀機などの民具のデジタル資料化などを進めている。</p> <p>まずは、文化財資料のデータ化などが優先であることから、今後も資料の収集に努めてまいりたい。</p> <p>○次に、「かのや風土記」の進捗状況についてですが、</p> <p>「かのや風土記」は、鹿屋市の歴史、自然、文化、人物などを中心に編纂し、「この1冊があれば、鹿屋を学べる・語れる」書籍です。</p> <p>令和5年3月末に1,500部刊行することとしており、配布先としては、市内の小・中学校、高等学校や市立図書館を初めとする各生涯学習施設などへ配布を予定している。</p> <p>今後の活用については、令和5年度に、周知と配布、翌年度以降年次的に中学1年生に配布し、「かのや風土記」を活用したシビックプライドの醸成を目的に、中・高校生を始めとする一般市民を対象とした、「かのや検定(仮)」を実施できればと考えている。</p>			

3	食育と地産地消について	議員名	会派政経クラブ西園議員
<p><b>【質問の要旨】</b></p> <p>○学習指導要領の改訂により令和2年度から小学校、令和3年度から中学校、令和4年度の高等学校新入生から、保健体育で「がん教育」を全面実施することが明記されているが、これまでの取組状況と課題について示されたい。また、外部講師派遣などの支援事業について示されたい。</p> <p>○地域の実情に応じた「がん教育」を実施し、自分と他者の命と健康を大切にすることを更に充実・強化・推進させるため、今後の方向性について示されたい。</p>			

## 【答弁の要旨】

○今般の学習指導要領改訂に伴い、中学校、高等学校においては、保健の内容で「がんについても取り扱う」ことが新たに明記され、小学校においては、喫煙とがんや心臓病との関係についても触れるよう示された。

○「がん教育」については、「健康教育の一環として、がんについての正しい理解と、がん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る教育である」とされており、鹿屋市内の全小、中学校及び鹿屋女子高等学校において、各校種のねらいを踏まえ、系統性や発達段階を考慮しながら実施している。

○小学校では、高学年の保健や道徳科の授業等で、「がん教育」を通じて健康と命の大切さを育むことを主なねらいとして実施し、中学校では、保健体育科や道徳科の授業等で、高等学校では、保健体育科の授業等で、科学的根拠に基づき理解することを主なねらいとして実施しており、授業に当たっては、学級担任や教科担任が必要に応じて養護教諭等と連携しながら、「がん教育」の推進を図っている。

○外部講師の招へいについては、今年度、小学校において15校、中学校において6校、高等学校において1校が、医療関係者やがん患者などを招へいし、通常の授業に加えて「がん教育」の充実を図っている。

なお、県の外部講師派遣の支援事業については、昨年度、小学校1校が決定され、オンラインでの実施、NPO法人「がんサポートかごしま」の方から、がんの種類や罹患しやすい世代について学んだり、がん経験者の方の話を聞いたりすることを通して、これからの生活の中で気を付けたいことなどについて考え、がんに対する理解を深めた。

○「がん教育」における課題としては、環境教育や主権者教育、消費者教育など、がん教育を含めた多くの今日的教育課題に対する時間の確保が難しいこと、がんに関する知識やその教育方法等を身に付けている教師が少ないことなどがあり、県の外部講師派遣の支援事業については、希望してもなかなか決定がなされないことがある。

また、がん経験者や家族などにがん患者がいる児童生徒への配慮や、がんに対する不安を助長したり、誤解や差別を生まないようにしたりするための配慮などが必要となっている。

○次に、鹿屋市内における疾病等に係る実態ですが、がんによる死亡率が最も高く、次いで心疾患、老衰、脳血管疾患によるものとなっており、全国や県と比較しても概ね同様の状況にある。

教育委員会としては、このような実態等を踏まえ、関係機関と連携し、教育活動全体を通じたがん教育を含む健康教育の一層の充実に向けて、適切な指導を行っていきたい。

4	通学路の安全対策について	議員名	会派創生 市来議員
<p><b>【質問の要旨】</b></p> <p>○歩道が確保できない通学路も多く、区画線やグリーンベルト、ゾーン30の設置等、運転者に対しての啓発をしていることは理解できるが、本市の通学路の安心・安全に対する対策をどのように講じていく考えか、方針を示されたい。</p>			
<p><b>【答弁の要旨】</b></p> <p>○本市における安全対策については、「鹿屋市子どもの移動経路交通安全プログラム」に基づき、児童生徒の通学路の安全確保に向けた取組を行っている。</p> <p>具体的には、毎年度、各学校のスクールゾーン委員会等で検討された危険箇所の報告を受け、警察や道路管理者を含めた「子どもの移動経路安全推進会議」で合同点検を行うとともに、対策等を協議・検討のうえ、関係機関等への要望や学校における安全指導を行っている。</p> <p>○ゾーン30やグリーンベルトについては、様々な設置基準があり、設置できていない校区があるが、寿小校区では通学路の安全対策として、交通量の多い交差点への歩道・横断歩道の設置等の改修を行うとともに、ゾーン30については、グリーンベルト・クロスマーク表示の引き直し、カラー舗装の設置等の改修を行ったところである。</p> <p>その他の校区についても、道幅の狭い道路や歩道のない通学路において外側線の引き直し、ラバーポールを設置、路面標示の追加等の安全対策を進めている。</p> <p>○一方、御指摘の通り、「通学路の歩道の狭さ」等からくる交通事故の心配により、保護者による車での送迎の事実もあるため、学校においては把握した危険箇所について自校で危険箇所マップを作成し、児童生徒に対では安全教育の充実や通学路の変更の検討といった対策に加え、保護者への周知も行っている。</p> <p>また、学校運営協議会において「登下校時の安全確保」を課題としてとりあげ、学校・保護者・地域が一体となり、児童の安全な登下校への取組を行ったり、児童の体力強化・健康増進を目的として、徒歩による通学を促す「歩育週間」を設定している学校もある。</p>			

報告(2) 鹿屋看護専門学校国家試験の結果報告について

**令和5年2月実施 第112回看護師国家試験合否結果について**

国家試験日： 令和5年2月12日(日)

合格発表日： 令和5年3月24日(金)14:00

本校	受験者数	合格者数	合格率
R4年度卒	25人	25人	100.0%

全国	出願者数	受験者数	合格者数	合格率
第112回看護師国家試験	64,704人	64,051人	58,152人	90.8%
うち新卒者	59,290人	58,911人	56,276人	95.5%

第112回看護師国家試験の合格基準

必修問題及び一般問題を1問1点、状況設定問題を1問2点とし、次の①から②の全てを満たす者を合格とする。

- ① 必修問題 40点以上/50点  
 ② 一般問題・状況設定問題 152点以上/249点 61.0%

**【鹿屋看護専門学校 国家試験合格者数】 (年度別)**

令和5年3月24日現在

年度 期生	受験者 総数	合格者数			合格率	不合格者	備考	全国合格率 (全体)	
		計	女性	男性					
H22年度 1期生	27人	25	20	5	92.6%	女性1人 男性1人	R元年度合格 H23年度合格	第100回	91.8%
H23年度 2期生	28人	28	23	5	100%			第101回	90.1%
H24年度 3期生	30人	30	25	5	100%			第102回	88.8%
H25年度 4期生	26人	26	19	7	100%			第103回	89.6%
H26年度 5期生	28人	28	26	2	100%			第104回	90.0%
H27年度 6期生	28人	28	22	6	100%			第105回	89.4%
H28年度 7期生	27人	26	22	4	96.3%	男性1人	H29年度合格	第106回	88.5%
H29年度 8期生	30人	30	24	6	100%			第107回	91.0%
H30年度 9期生	29人	28	24	4	96.6%	女性1人	R元年度合格	第108回	89.3%
R元年度 10期生	24人	23	19	4	95.8%	女性1人	R2年度合格	第109回	89.2%
R2年度 11期生	23人	20	17	3	87.0%	女性1人 男性2人	R3年度合格 R3年度合格	第110回	90.4%
R3年度 12期生	29人	29	22	7	100.0%			第111回	91.3%
R4年度 13期生	25人	25	19	6	100.0%			第112回	90.8%
計 (H22~R4)	354人	346	282	64	97.7%			97.5%	
うち、過年度卒業者 合格者数		8	4	4	100.0%	H22年度(2人)、H28年度(1人)、 H30年度(1人)、R元年度(1人)、 R2年度(3人)			
総計 (過年度者含む)	354人	354	286	68	100.0%				

★3年課程になってからの卒業生総数354人全員が看護師国家試験を合格

## 報告(3) 大隅の古墳を巡るバスツアーについて

### 1 目的

鹿屋市串良町の岡崎古墳群及び肝属町、東串良町、大崎町の古墳等を巡ることで、大隅半島の歴史を学びながら文化財保護の意識向上を図る。

(補足) 新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2・3年度は実施できなかった

### 2 開催日時

令和5年3月23日(木) 13:00~16:30

### 3 対応職員

文化財センター：河野次長、郷原主事

### 4 参加者

#### (1) 人数

11名(市内9名、大崎町1名、大分県1名)

#### (2) 年齢構成

40代：2人(男性1、女性1)、50代：3人(男性2、女性1)

60代：2人(男性1、女性1)、70代：4人(男性2、女性2)

### 5 ツアーコース

13:00 串良ふれあいセンター(資料室見学)

13:35 岡崎古墳群(串良町)

14:20 塚崎古墳群(肝付町)

15:00 唐仁古墳群(東串良町)

15:45 横瀬古墳(大崎町)

16:30 串良ふれあいセンター(解散)

### 6 参加者の感想

○説明が分かりやすくて大変勉強になった。歴史に興味があるので次回も参加したい。(70代男性)

○自分の住んでいる近くにたくさんの古墳があることに驚いた。(50代女性)

○階段や傾斜の上り下りは大変だったが、本物の古墳を見ることができて良かった。(60代女性)

○以前友人と古墳を見学したことがあるが、その時は説明してくれる方がいなかったのによく分からなかった。今回は文化財センターの方が説明してくれたので楽しく見学できた。(50代男性)

## 7 写真

(1) 串良歴史民俗資料室



(2) 岡崎古墳群 (鹿屋市串良町)



(3) 塚崎古墳群 (肝付町)



(4) 唐仁古墳群 (東串良町)



(5) 横瀬古墳 (大崎町)

